

質問票に対する回答

⑫ 大阪府・特別区協議会(仮称)

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|---|---|--|
| 1 | ・区間連携をスムーズにする仕組みはあるのか。 | 大阪府と特別区、特別区相互間の意見の調整のための仕組みとして、法律に基づき、大阪府・特別区協議会(仮称)が設置され、必要に応じて調整が図られることとなります。同協議会では、知事と区長は対等な立場で協議し、合意による運営を基本としていますが、協議が整わない場合においては学識経験者等で構成する第三者機関を通じて意見の調整を行うこととしています。こうした仕組みを通じて、大阪府及び特別区、特別区相互間の連絡調整を図っていきます。 |
| 2 | 大阪府・特別区協議会に関して、第三者機関が何名で構成されその人選をどの機関が実施するのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府・特別区協議会(仮称)の第三者機関は、次に掲げる考え方を基本として、設置します。 ①会長は、学識経験者等の中から3名の調整委員を、大阪府・特別区協議会(仮称)の委員の同意を得て任命する。 ②調整委員は、大阪府・特別区協議会(仮称)の委員から意見聴取等を行い、合議により調停案を大阪府・特別区協議会(仮称)に提示する。 ③大阪府・特別区協議会(仮称)の委員は、調停案を尊重し再協議に努めるものとする。 |
| 3 | 大阪府・特別区協議会で協議が整わない場合、知事に調整権限があるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府・特別区協議会(仮称)は、知事と特別区長は対等な立場で協議し、合意による運営を基本としているため、当事者間で合意に向けた協議が尽くされることとなります。万一合意に至らない場合には、知事が調整をするのではなく、学識経験者等で構成する第三者機関を通じて合意に達するようさらに協議が尽くされることとなります。なお、再協議を行ってもなお合意に達することができない場合は、自治紛争処理委員による調停制度の活用が検討されるものと考えます。 |
| 4 | 広域行政に特別区の意見を反映させる仕組みはあるのか。大阪府・特別区協議会がその役割を担うのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)は、広域機能と基礎自治機能の役割分担を徹底し、広域機能を大阪府に一元化することにより、二重行政は将来にわたり制度的に解消されるものです。 ・大阪府の施策に市町村の意見を反映させる一般的な方法は、要望や大阪府の部局との協議です。特別区も同様と想定されます。 ・大阪府・特別区協議会(仮称)は、法律に基づき、財政調整、財産・債務、事務の分担等について、大阪府と特別区、特別区相互間の意見の調整を図る仕組みとして設置されるものです。 |
| 5 | 大阪市を残したまま協議会を設置して機能するか試すことはできないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府・特別区協議会(仮称)は、大阪府に都区制度が適用されることに伴い、地方自治法に基づき設置されるものであり、大阪市を残したまま設置することはできません。 ・なお、指定都市と都道府県の二重行政を解消し、事務処理を調整するための協議の場として、地方自治法に基づく指定都市都道府県調整会議が大阪府・大阪市に設置されています。 |

| | 質問要旨 | 回答要旨 |
|---|--|--|
| 6 | 協議会で協議が調わない場合、第三者委員会設置し調停となっているが、調停が調わない場合どうなるのですか。また、財源が必要な場合、府議会の承認は不要ですか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府・特別区協議会(仮称)の第三者機関による調停が調わない場合には、地方自治法に規定する自治紛争処理委員による調停の手続きを進めることが可能です。 ・自治紛争処理委員による調停は、総務大臣が、当事者(大阪府、特別区)の申請又は職権により、自治紛争処理委員を任命して、その調停に付するものです。自治紛争処理委員は、調停案を作成して当事者に示し、その受諾を勧告します。当事者のすべてが調停案を受諾することで、調停が成立します。 ・調停の結果、新たな財源が必要となった場合には、府議会の議決(条例、予算等)が必要な場合もありうると考えられます。 ・なお、特別区財政調整財源の特別区・大阪府間の配分割合等に関する協議に関する調停が不成立の場合には、財政調整交付金条例は改正されず、配分割合等は変更しないこととなります。 |
| | | |